

## 長岡市行政不服審査会条例

### (設置)

第1条 本市に、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定により、市長の附属機関として長岡市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、法第81条第4項の規定により、この条例で定める。

### (組織)

第2条 審査会は、市長が委嘱する5人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (調査審議手続の併合等)

第3条 審査会は、必要があると認める場合は、調査審議の手続を併合し、又は分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人又は法第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁にその旨を通知しなけれなければならない。

### (読替え)

第4条 法第81条第3項の規定により準用される法第78条第5項の規定の適用については、同項中「審査会」とあるのは、「市長」とする。

### (委任)

第5条 法及びこの条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、審査会の調査審議の手続に関する事項にあつては審査会が規程で、それ以外の事項にあつては市長が規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第2項本文の規定にかかわらず、市長が別に定める日までの期間とする。